

## ○東洋食品工業短期大学 公的研究費等内部監査規程

### (趣旨)

- 第 1 条 この規程は、研究活動上の不正防止に関する規程（以下、「不正防止規程」という。）第 4 7 条に基づき、東洋食品工業短期大学（以下、「本学」という。）における公的研究費等の内部監査（以下、「監査」という。）に関して必要な事項を定める。

### (実施体制)

- 第 2 条 監査に関する業務を行うため、本学に内部監査委員会（以下、「監査委員会」という。）を設置する。
- 2 監査委員会は、不正防止規程に定める最高管理責任者である学長の直轄的な組織とし、監査委員会に、内部監査委員長（以下、「委員長」という。）及び内部監査担当者（以下、「委員」という。）を置く。
- 3 委員長は、不正防止規程に定める統括管理責任者とする。
- 4 委員は、統括管理責任者が経理課に属さない職員から学長に推薦し、学長が指名する。

### (監査区分)

- 第 3 条 監査を次の各号のとおり区分する。
- (1) 科学研究費の通常監査（以下、「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費の特別監査（以下、「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費を除く公的研究費等の監査（以下、「公的研究費等監査」という。）

### (監査計画)

- 第 4 条 監査委員会は、不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて監査計画を立案し、随時見直し、監査の効率化・適正化を図らなければならない。

### (監査対象等)

- 第 5 条 第 3 条に定める監査は、年 1 回以上実施することとし、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。
- 2 科研費通常監査は、本学において、科学研究費の交付を受けている研究課題数の概ね 10 パーセントを対象とし、その抽出は第 4 条に基づき、監査委員会がリスクアプローチにより行う。
- 3 科研費特別監査は、科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね 10 パーセント以上を対象とし、その抽出は第 4 条に基づき、監査委員会がリスクアプローチにより行う。
- 4 公的研究費等監査は、科研費通常監査に準じて行う。

(監査方法)

- 第 6 条 監査の方法は次のとおりとする。
- (1) 科研費通常監査  
各種申請書類、信憑書類等の確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
  - (2) 科研費特別監査  
各種申請書類、信憑書類等の確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
  - (3) 公的研究費等監査  
科研費通常監査及び科研費特別監査に準じて行う。
- 2 監査委員会は、監査手順を作成し、随時更新し、監査に活用する。
- 3 監査委員会は、不正が発生するリスクに対し、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。

(監査の権限)

- 第 7 条 委員長及び委員は、被監査部署の関係者に対し、資料の提出及び事実の説明、その他監査実施上必要な対応を求めることができる。
- 2 委員長及び委員は、監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部署の義務)

- 第 8 条 被監査部署は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。
- 2 この規程において「部署」とは、総務部、事務室、包装食品工学科をいう。

(監査委員会の遵守事項)

- 第 9 条 委員長及び委員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 委員長及び委員は、業務上知り得た事項を、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
  - (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
  - (3) 委員長及び委員は、いかなる場合においても被監査部署の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(監査結果報告)

- 第 10 条 委員長は、監査終了後、速やかに内部監査報告書を作成し、学長に報告する。

(改善指示)

- 第 11 条 学長は、前条の報告により、改善等の措置が必要と判断した場合には、被監査部署

に対して、業務の改善等を指示し、経過報告を求める。

(他の監査機関との連携)

- 第12条 委員長は、監事及び会計監査人と調整を図り、監査に関する業務が効率的に遂行できるようにしなければならない。
- 2 委員長は、不正防止規程に定める研究倫理教育責任者と連携して、研究倫理教育の一環として、監査結果について周知を図り、類似事例の再発防止に努めなければならない。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 平成28年 2月 8日 制定・施行